

協働事業の提案支援モデル事業の実施について（周知）

1 趣旨

横浜市では、「横浜市市民協働条例」（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づき、地域の課題解決や魅力づくり等のため、市民の皆様（自治会町内会をはじめ、市民活動団体、企業等）と横浜市が協力して行う「市民協働」の推進に取り組んでいます。

横浜市市民協働条例第 10 条には、市民の皆様から横浜市に対し、市民協働事業を提案できることが規定されています。

このたび、「市民協働事業の提案」が市民の皆様に一層活用しやすいものとなるよう、「協働事業の提案支援モデル事業」を実施いたします。

2 協働事業の提案支援モデル事業について

事業期間を 3 年度として、次の 3 段階のステップで実施いたします。

ステップ 1：提案アイデアの募集（平成 29 年度）
地域課題の解決を図るための横浜市との事業の <u>提案アイデア</u> を市民の皆様（自治会町内会、市民活動団体、企業等）から募集します。 （応募された団体から、選考により 6 団体程度採択させていただきます）
ステップ 2：プランづくりへの支援（助成）（平成 30 年度）
ステップ 1 で採択された 6 団体を対象に、 <u>提案アイデアの事業化に向けて、係る経費</u> （行政担当部署や近隣団体との打合せに係る経費、専門家への謝金等）を助成します。 （助成金：30 万円程度）
ステップ 3：事業実施への支援（助成）（平成 31 年度）
ステップ 2 を経て、実際に行政担当部署へ事業を提案した団体の中から、2 団体程度を対象に <u>協働事業実施に係る経費</u> を助成します。 （助成金：90 万円程度）

今回
募集

3 提案アイデアの募集について

(市民協働事業提案アイデアブラッシュアップ助成金／平成30年度交付)

- (1) 助成金の対象となる提案アイデアの要件 次の要件をすべて満たすもの
- ・公益的、社会貢献的な事業であって、協働事業を提案する市民の皆様と横浜市が協働して取り組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られるもの
 - ・実施を前提とした事業で、協働事業を提案する市民の皆様が実施することが可能であるもの

【対象となる提案アイデアの例】

広く社会の利益にかなうもの（特別な条件等を要せず参加でき、利益を享受することが可能であるもの）であり、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的としていない活動

- ・住民同士の見守り、助け合いの体制づくり、担い手発掘
- ・地域のサロンづくり（多世代交流、認知症予防、子育て支援等）
- ・地域づくり大学校で作成したまちの魅力づくりに関するプランの実現

- (2) 対象団体の要件 次の要件をすべて満たす団体
- ・横浜市内で活動していること
 - ・5人以上のグループであること
 - ・自らが主体となって課題解決、まちの魅力づくり等を行えること
- (3) 助成対象経費
- 上限30万円（助成期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日）
- ・提案アイデアの具体化に直接関わる方の人件費
 - ・地域課題の現状や動向、ニーズ等の調査経費
 - ・提案アイデアの実現に向けて連携が必要な団体等との関係構築のための経費
 - ・事業化に向けてアドバイスを行う専門家等への謝礼
 - ・その他市長が必要と認めるもの
- (4) 助成期間
- 単年度（1年間）
- (5) 提案アイデア（助成金交付団体）募集期間
- 平成29年11月6日～12月28日

この事業は、平成30年度予算案が横浜市の会において議決された後に実施が確定します。

4 添付資料

提案アイデア（助成金交付団体）募集チラシ

<担当>

市民局市民活動支援課 山本・佐藤

電話：227-7915 FAX：223-2032